

## 第 57 回財務省 NGO 定期協議質問書

**議題 1 : G20 (税の透明性) 及び栄養 (Scaling Up Nutrition-SUN への来年度以降の拠出予定、これまでの拠出の成果など)**

### **第1部 : G20における税について**

提案者 : (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

セーブ・ザ・チルドレンは、G20に対し、租税に関するルール改善、特に不正資金流出の対策、さらに開発途上国の国内資金調達支援に取り組むことで、効果的な資金動員を図ることを求めます。

参考資料 :

Save the Children Briefing for G20 Finance Ministers' Meeting (Feb 22-23, 2014)

Don't Go With The Flow: How Lost Tax Revenues and Illicit Financial Flows Compromise Children's Lives

#### **① 税の透明性、国際協調と改革**

G20は開発途上国の国内資金調達能力を向上し、貧しく脆弱な層への投資を可能とするため、OECDの財源侵食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting: BEPS) 行動計画などの国際課税枠組みの各プロセスに途上国の参加を促し、税当局間の自動的な相互情報交換の計画・パイロット・実施プロセスにおける途上国の全面的かつ効果的な参加を促進すべきです。さらに受益所有者リストの公開登録、国別レポートの義務化、租税に関する相互行政支援条約の署名に非協力的な国への働きかけを通して、税の透明性の向上と租税回避の防止を図るべきです。

#### **② 開発途上国への財政的・技術的支援**

G20は開発途上国の徴税能力とコンプライアンス向上、法律の強化や不必要な控除の最小化のため、税の透明性と税法の改革を行い、グローバル・ガバナンスが開発途上国による国内資金調達を後押しするよう行動し、財政的・技術的支援を行うべきです。また、2013年のG20首脳が世銀などに対して要請した開発途上国の国内資金調達の能力向上に関するモニタリングと成果報告を実施すべきです。

上記2点に関する財務省の見解を伺いたく、お願いいたします。

**第 2 部 : 「栄養への取り組み拡充 (Scaling Up Nutrition : SUN)」のこれまでの成果と今後の拠出方針について**

提案者 :

(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン 柴田、高橋

(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 堀江、吉村

(特活) 日本リザルツ 鰐部

## 【背景】

日本リザルツ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパンの3団体では、2013年3月から、TICAD V、英ロックアーン G8 サミット、IDA 第17次増資交渉、ポスト2015開発アジェンダ設定に向けた協議の場など、様々な機会をとらえ、日本政府や国際機関に対して、栄養改善に関するアドボカシーを協働で実施してきた。

そのような流れの中、TICAD Vの横浜宣言において栄養改善への取り組みが含まれたり、IDAの成果指標として発育阻害が取り入れられるなど、国内外において、栄養改善の取り組みに向けた意識と機運が向上しつつある。

さらに、昨年12月には、上記3団体共催で栄養ラウンドテーブルを開催し、栄養に関わる取り組みを行う幅広いステークホルダー（政府、国際機関、NGO、研究者など）が一堂に会する機会を設けたところ、国際栄養に関する議員連盟創設の機運も高まっている。

また、本年1月14日の安倍総理によるエチオピア、アジスアベバにおけるスピーチでの「助産師や、看護師を増やして、妊娠から出産、子育て、栄養管理まで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を広めたい」とのご発言から、日本政府としては、栄養改善をUHCの一環と捉え、積極的に取り組む方針であると認識している。

このような状況下、日本として知見・経験を有する栄養改善について、官民連携の仕組みを活用して、世界に対し知見・経験を広めていきたいとの動きも出来つつある。

以上のような栄養を取り巻く潮流の中で、日本の市民社会としては、日本のイニシアチブにより設立された「栄養への取り組み拡充（Scaling Up Nutrition : SUN）」を支持していることから、以下2点につき質問させていただきたい。

## 【質問】

- (1) 2013年5月の定期協議で、「栄養への取り組み拡充（Scaling Up Nutrition : SUN）」について、2011年から2014年で2,000万ドルを拠出予定と伺った。については、現時点でのSUNの成果について、ご教示いただきたい。
- (2) SUNに対する今後の拠出方針について、ご教示いただきたい。

## 議題2：世界銀行のセーフガード政策改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

現在、世界銀行（世銀）はセーフガード政策の改訂作業を行っている。2014年4月12日には、ワシントンDCの本部でパブリック・ミーティングが開催され、改訂の方向性に関するペーパー<sup>1</sup>が示された。今後は、6月25日に日本理事もメンバーとなっている開発効果に関する委員会（CODE）にてドラフトを討議し、その後、ドラフト公開とパブリック・コンサルテーションが予定されている。また、キム総裁のイニシアチブの下、新たなCountry Partnership Framework（CPF）が提唱され、Systematic Country

1

[http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/consultation-template/review-and-update-world-bank-safeguard-policies/en/meetings/safeguards\\_update\\_presentation\\_april\\_12\\_2014\\_0.pdf](http://consultations.worldbank.org/Data/hub/files/consultation-template/review-and-update-world-bank-safeguard-policies/en/meetings/safeguards_update_presentation_april_12_2014_0.pdf)

Diagnostic (SCD) が準備されており、5月27日に理事会検討が行われる予定である。そこで、以下の点を議論させて頂きたい。

質問：

1. 遵守の柔軟化アプローチ：4月12日付の改訂の方向性に関するペーパーでは、「More adaptive and responsive approach allows compliance over reasonable time frame reflecting Borrower financial and technological constraints」と記載され、政策遵守に時間的柔軟性を持たせる方向性が示されている。しかし、一般的に世銀のレバレッジが最も高い融資決定時に政策不遵守を認めてしまうと、遵守への回帰及び問題解決のインセンティブが低下する可能性が高くなるため、このような規定を採用すべきではないと考えるが、財務省の見解を教えてください。
2. 影響を受けやすい／差別を受けやすいグループへの配慮&エンパワーメントの強化：改訂の方向性に関するペーパーでは、Environmental and Social Standards (ESS) 1において、差別の禁止を掲げ、ジェンダー・宗教・人種・子ども・高齢者・障がい者・性的マイノリティ (LGBT) 等の影響を受けやすい／差別を受けやすいグループへの配慮を掲げている(2月に世銀がウガンダの反同性愛法策定に反対して融資停止を決定したことから、最近LGBTへの差別問題が注目を集めている)。従来、被影響住民に対する補償や生計回復策は、one size fits all で実施されることも多く、影響を受けやすい／差別を受けやすいグループへの配慮&エンパワーメントが十分ではなかったこともあり、世銀が新しいセーフガード政策において、きめ細かい配慮を掲げたことは評価できる。また単に個別プロジェクトの影響のみならず、開発政策借款(DPLs)等を活用し、借入国の差別的な政策の改善を促すことも極めて重要である(質問4に関連)。日本理事としてもぜひこの方向性への支持を表明して頂きたい。財務省の見解を伺いたい。
3. 融資除外リストの作成：改訂の方向性に関するペーパーでは、政策フレームワーク案が示されているが、その中には融資除外リストが含まれていない。IFCにはExclusion Listがあり、ADBもProhibited Investment Activities Listを持っている。世銀グループ内及びMDBsとのハーモナイゼーションを考慮すれば、世銀もMandatoryの融資除外リストを整備するべきであると考えますが、財務省の見解を伺いたい。
4. 開発政策借款(DPLs)の適用：4月12日のパブリック・ミーティングでは、世銀担当者より、新しいセーフガード政策には開発政策借款(DPLs)は適用しないとの方向性が示されたとのことである。DPLsについては、2013年5月23日の第54回財務省NGO定期協議にて、特にアフリカの森林政策借款で問題が生じていること等を紹介させて頂いた。その際、財務省担当者より「私どもとしても、一般財政支援、特定省庁、特定分野で具体的なプロジェクトをひも付きされない場合でも、相手国政府や特定省庁・特定執行機関において、適切な資金管理の枠組み、環境保全・住民移転に対して適切な取り組みが行われている体制が整えられていることをカバーするポリシーを検討すべきだと思っている。」との返答<sup>2</sup>があったが、今回の世銀事務局の方針に対する財務省の見解を伺いたい。また、CODEでは6月10日にIEGによる2015年度の評価プランを検討する予定とのことだが、DPLsの包括的な評価を行うべきである。2点について、財務省の見解を伺いたい。
5. 気候変動へのアプローチ：改訂の方向性に関するペーパーでは、借入国に求める要件は、ESS1-10

<sup>2</sup> <http://www.jacsos.org/sdap/mof/gijiroku/mof54.pdf>

として具体的な方向性が示されている一方、世銀への要件が含まれる Environment and Social Policy (ESP) の具体的な方向性については触れられていない。例えば、気候変動について借入国に求められる要件として、ESS3-Resource Efficiency & Pollution Management の中で、適応・温室効果ガス排出管理の考慮が示されている。しかし、借入国が各事業において配慮することと同時に、気候変動に関する具体的な要件を ESP の中に含めることが重要である（100 以上の NGO が世銀に共同提出した気候変動アセスメントに関するモデル政策提案<sup>3</sup>を参照）。財務省の見解を伺いたい。

6. 重要な生息域・森林へのアプローチ：改訂の方向性に関するペーパーでは、世銀グループ内の more harmonization が提案されている。例えば、世銀は、重要な自然生息域・森林の著しい転換または劣化を伴う事業を支援しないことを要件としている（OP4.04 パラ 4 及び OP4.36 パラ 5）。一方で、IFC は、計測可能な重大影響を及ぼさないことや絶滅危惧種のネットでの総数を減少させないこと等の条件を前提に、重要な自然生息域での事業支援を柔軟化しているため（パフォーマンス・スタンダード 6 パラ 17）、世銀が IFC と同様の規定を採用するのではないかと懸念されている。世銀の現行規定を維持すべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。
7. 非自発的住民移転：世銀の現行政策では、被影響住民に対しては一律、生計の向上または回復を要件としているが（OP4.12 パラ 2）、ADB では世銀と同様の規定に加えて、「improve the standards of living of the displaced poor and other vulnerable people（SPS, Resettlement Policy Principle 5）と貧困層や影響を受けやすい人々に対しては、生活水準の回復ではなく向上を求める要件が含まれている。世銀も同様の規定を含めるべきだと思うが、財務省の見解を伺いたい。
8. 国別計画レベルの協議及びリスク把握：新たな Country Partnership Framework（CPF）については、5 月 8 日付の NGO 提言書<sup>4</sup>でも提案されている通り、国別計画レベルでの策定サイクルを通じたコンサルテーションの適切な実施及び SCD 段階での環境・社会・人権・ガバナンスなどのリスクの早期発見が重要である。5 月 27 日の理事会議論の概要と日本理事の発言を教えてください。

### **議題 3：カンボジア・ADB 鉄道改修事業による住民移転問題解決のための救済行動計画について（プロジェクト番号 ADB Loan 2288、Loan 2602、Grant 0187）**

提出者：土井利幸、高橋布美子（メコン・ウォッチ）

#### **【経緯】**

カンボジア鉄道改修事業に伴う住民移転・補償問題については、アジア開発銀行（ADB）の遵守審査パネル（Compliance Review Panel=CRP）が作成した最終報告書案<sup>5</sup>を基に、今年 1 月 31 日、ADB 理事

---

<sup>3</sup> <http://www.bicusa.org/wp-content/uploads/2014/05/Climate-Change-Safeguard-Model-Policy-for-the-World-Bank.pdf>

<sup>4</sup> <http://www.bicusa.org/csos-submit-recommendations-on-wbgs-new-country-engagement-approach-focus-on-inclusive-citizen-engagement-analysis-of-risk-and-inequality-and-criteria-for-successful-results-based-programm/>

<sup>5</sup> CRP. Final report（2014 年 2 月 7 日）

[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/Cambodia-FinalReport-13Jan2014\\_OSEC%20Submission.pdf/\\$FILE/Cambodia-FinalReport-13Jan2014\\_OSEC%20Submission.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/Cambodia-FinalReport-13Jan2014_OSEC%20Submission.pdf/$FILE/Cambodia-FinalReport-13Jan2014_OSEC%20Submission.pdf)

会が政策の不遵守を認め、問題解決に向けた6項目の提案を承認した<sup>6</sup>。ADBは、60日以内に救済行動計画（Remedial Action Plan=RAP）をまとめ、できるだけ迅速に実施するとし<sup>7</sup>、4月25日、RAPをHP上に公開した<sup>8</sup>。

影響住民がADBに対して移転・補償問題を訴えはじめてから4年以上がたち、移転後の状況も悪化していることから、早期の問題解決が求められている。ADB理事会が政策の不遵守を認め、実施期間も明記した提案を承認した以上、最大出資者の日本政府にとっても、問題を迅速に解決し、事業を一日も早く適正化することが望ましいと思われる。そのためには、RAPが実施に移されつつある現段階で不十分な点を精査・改善しておく必要があり、前回の第56回定期協議会に引き続きの議案提出となった。

【質問】<sup>9</sup>

1) RAPによると、(a) 住民の移転時から生計回復プログラム開始までの期間の現金収入減に対する補償、(b) 移転が引き金となった債務への救済策（debt workout scheme＝「債務解決スキーム」）の立ち上げといった重要な解決策に関して、ADBは、依然としてカンボジア政府の合意を得られていない。ADBがこれらの解決策に関してカンボジア政府から合意を得る上で、何が障害をなっているのか<sup>10</sup>。ADBがカンボジア政府の合意を早急に取り付けるために、財務省／日本理事室としては、

<sup>6</sup> ADB. Decision of the Board of Directors of the Asian Development Bank (2014年1月31日)  
[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/Board%20Decision%20on%20CRP%20Final%20Report%20\(R1-14\)\\_31%20January%202014\\_7Feb.pdf/\\$FILE/Board%20Decision%20on%20CRP%20Final%20Report%20\(R1-14\)\\_31%20January%202014\\_7Feb.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/Board%20Decision%20on%20CRP%20Final%20Report%20(R1-14)_31%20January%202014_7Feb.pdf/$FILE/Board%20Decision%20on%20CRP%20Final%20Report%20(R1-14)_31%20January%202014_7Feb.pdf)

<sup>7</sup> “ADB agrees that compensation deficits and other deficiencies should be rectified as soon as possible. ADB is fully committed to immediately engaging with the Government of Cambodia and other stakeholders to prepare an achievable, time-bound action plan. This will be put together within 60 days and implemented as soon as possible.” ADB. Statement on the GMS: Rehabilitation of the Railway in Cambodia Project - Final report of the Compliance Review Panel (2014年1月31日)  
<http://www.adb.org/news/cambodia/statement-gms-rehabilitation-railway-cambodia-project-final-report-compliance-review-p>

<sup>8</sup> ADB. Management’s action plan to implement the Board decision on the recommendations of the CRP final report: Compliance Review Request on the Greater Mekong Subregion: Rehabilitation of the Railway in Cambodia Project Loans 2288-CAM and 2602-CAM, and Grant 0187-CAM  
<http://www.adb.org/sites/default/files/projdocs/2014/37269-013-action-plan.pdf>

<sup>9</sup> 5月19日、異議申立て住民と代理NGOは、ADBマネジメントに対して、RAPへの詳細で包括的なコメントを文書で提出しているため、参考資料として添付する。以下では、このコメントとも重複するが、特に重要だと思われる点をメコン・ウォッチの観点から質問する。

<sup>10</sup> RAP(2頁)によると、カンボジア政府は、債務救済スキームの立ち上げが政策遵守上の課題ではない点を不同意の根拠としているよう(“...the Government does not agree to establish a debt workout scheme on the grounds that debt workout is not a compliance issue”)だが、カンボジア政府も代表を送っているADB理事会が政策不遵守の是正に向けて債務救済スキームの立ち上げを承認している以上、こ

どのような対応を行っているのか、お聞きしたい。

- 2) 6項目の筆頭にある「補償不備支払いスキーム」(compensation deficit payment scheme)について、RAPでは、カンボジア政府の省庁間移転委員会(Inter-ministerial Resettlement Committee)が、移転住民の資産調査(Detailed Measurement Survey=DMS)と補償契約をレビューし、ADBがこれを確認するとあるが、この記述では、資産調査自体の不備がきちんと検証されるのかが不明である。RAPが示す「補償不備支払いスキーム」の詳細をADBマネジメントに確認した上で、それがCRP報告書の提案する「大規模救済スキーム」(a mass reparations scheme)に合致するのか、財務省/日本理事室の見解をお聞きしたい。なお、RAPで想定されているスキームが、住民の懸念するように<sup>11</sup>、IRCによる資産調査と補償契約の齟齬の単なる机上調査である場合は、まったく不十分である。補償問題の大半は、資産調査の実施過程における各世帯の資産の過小評価や分類間違いによって生じているからである。

#### **議題4：ラオス・ナムニアップ1水力発電事業（ADB・JBIC融資検討案件）をめぐる影響住民・市民社会との協議について**

提案者：メコン・ウォッチ 東智美・土井利幸・木口由香

背景：

ナムニアップダムは、関西電力が45%を出資する合弁会社ナムニアップ1水力発電会社(NNHP1)が、ラオスの首都ビエンチャンから北東約150キロメートルのボリカムサイ県ボリカン郡に計画している水力発電事業で、タイへの電力輸出を目的としている。

ラオスでは、2012年12月15日にマグサイサイ賞受賞歴のある社会活動家ソムバット・ソムポーン氏が、警察に車を止められた後に行方不明になっており、政府の関与が疑われている。ソムバット氏の拉致事件以降、政府が推進する事業に対し、影響住民や市民社会が政府の意に沿わないと思われる発言をすることはますます難しくなっている。また、ナムニアップ1水力発電事業の移転予定村は、事実上国軍の管理下に置かれてきたサイソンブン県にあり、外国人、NGO等が立ち入るのが困難な地域である。こうした状況下で、さらに政府に対する批判の声を挙げにくい少数民族約4,000人が移転を強いられる。

また、ダム建設による森林の水没、ダム下流のナムニアップ川の水生生物への環境影響、漁業被害や河岸の野菜畑の水没による社会影響が懸念されている。同事業には、アジア開発銀行(ADB)、国際協力銀行(JBIC)が融資を検討している。同社のウェブサイト(注1)には、事業は「建設中」となっており、道路建設が始まっている。

---

の見解は根拠とならないように思われる。

<sup>11</sup> Requesters Comments on ADB Management's Action Plan to Implement the Board Decision on the Recommendations of the CRP Final Report: Greater Mekong Subregion: Rehabilitation of the Railway in Cambodia Project (2014年5月17日) 6頁

2014年5月7日、NNHP1社は同事業に関する公聴会をビエンチャンにて開催した。しかし、同公聴会のプロセスには、以下に挙げるように、融資を検討しているアジア開発銀行（ADB）およびラオス政府の環境社会配慮政策上、違反の疑いが見られる。

1) 2014年1月に作成された同事業の環境影響評価（EIA）の要約版（注2）には、「ダムを建設しないという選択肢は、大メコン圏のエネルギー戦略、ラオス政府の開発優先事項、同政府のエネルギーセクター政策、およびラオスとタイのエネルギー供給に関する覚え書き（MoU）に一致しない」（p. viii）とある。しかし、ADBの環境配慮政策は、実施企業が「事業を実施しないという選択肢」を十分に検討することを要求している（Section D on General Requirements）。もし同事業で、ダムによって影響を受ける少数民族の人びととの協議を行う前から、ダム開発ありきで進められていたのだとしたら、ADBの環境配慮政策に違反している。

(2) EIAの要約版によれば、影響住民との協議では、事業のスケジュール、事業による影響、移転プログラム、補償、異議申し立てメカニズムへのアクセス、生活再建策等、ダム開発が推進されることを前提とした議論が行われている。一方で、ADBの先住民族に関するセーフガード政策では、影響を受ける住民が十分な情報に基づいて協議に参加することが求められている。事業の推進を前提として行われた協議では、事業を受け入れざるを得ない暗黙の圧力の下で、影響住民の合意が取られた懸念がある。

(3) 5月7日にビエンチャンで開催された公聴会は、参加者を「ラオスに事務所を登録した団体」（注3）に限定するものだった。しかし、ラオス政府がADBの支援を受けて2003年に発行した「環境社会影響評価における民衆参加のためのガイドライン」には、「ステークホルダーには、事業に関心を持つ全ての人びとが含まれる」（セクション4.1）とし、事業の公聴会は「公聴会に参加を希望する全ての人びと」（セクション6.2）に開かれたものでなければならない、としている。

質問：

1. 同事業の影響住民・市民社会との協議について、上記のように（1）「事業を実施しない」という選択肢が検討されていないこと、（2）影響住民との協議では、移転を前提とした議論に基づいて、影響住民の合意形成が行われたこと、（3）公聴会の参加者を限定したこと、といった問題が見られる。これらの点について、ADBとしては、セーフガード政策の遵守・不遵守をどのように確認・担保しているのか。

2. 影響住民およびNGOを含むステークホルダーとの協議を慎重に行う必要がある。しかし、EIAの公開（2014年1月）、公聴会の開催（2014年5月）の前から、NNHP1社は同事業が建設中であると発表している。融資を検討中のADBとしては、同事業の建設がEIAの公開および公聴会開催前に開始されていることを認識しているか。また、事業が既成事実化する中で、住民や市民社会との協議が不十分な形で行われているようでは、ADBやJBICのセーフガード基準の遵守は望めず、このような事業に両行が財政支援することはできないと考えるが、財務省の見解はいかがか。

（注1）NNHP1社のウェブサイト <http://www.namngiep1.com>

(注2) 同事業のEIA 報告書要約版 <http://www.namngiep1.com/show.php?id=21>

(注3) NNHP1 社のウェブサイト上の公聴会に関する案内

<http://www.namngiep1.com/files/files/Consultation%20on%20the%20Nam%20Ngiep%201.pdf>

参考資料：

- ・ インターナショナル・リバーズおよびメコン・ウォッチから NNHP1 社へ宛てた質問状（2014 年 5 月 6 日）
- ・ ナムニアップ1 水力発電事業ファクトシート（2014 年 5 月）
- ・ ナムニアップ1 水力発電事業現地訪問（2012 年 7 月）報告

## 議題 5：インドネシア・バタン石炭火力発電事業に関する移転・補償計画の策定プロセスと人権侵害について（JBIC）

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江 秀枝

（背景）

インドネシア・中部ジャワ州バタン石炭火力発電事業（2,000 メガワット）を巡っては、地元の住民団体や NGO によれば、農地地権者約 700 人、小作・農業労働者約 3,000 人、また、漁民約 10,000 人（EIA によれば、農地地権者は 504 人。借地人・日雇い農業労働者は 1,176 人）が農地・漁場の喪失など生計手段に影響を受けるため、多くの地域住民が同事業に対する抗議活動を継続し、土地収用が難航してきた。この結果、融資調達期限はすでに 2 度（計 2 年）延長され、事業には遅れが生じている。

現在、現地では、2014 年 10 月の融資調達期限に向け、事業者（ビマセナ・パワー・インドネシア社：BPI、J パワー、伊藤忠、アダロパワー社が設立）とインドネシア政府当局が土地収用を完了させようと、土地売却を拒否している地権者や事業反対派の住民への圧力を強めており、そうした状況に警鐘を鳴らす要請書が 2014 年 3 月 14 日付で地元の住民団体から JBIC に提出された。同要請書では、JBIC が住民への直接の聞き取りを含む現地調査を実施し、それに基づく思慮ある判断、つまり、同事業への融資を実施しないよう求めている。

しかし、その後、現場では、同要請書のなかでも人権侵害の一事例として指摘されていた、身に覚えのない罪状で有罪判決を受け、7 ヶ月の禁固刑を言い渡された反対派のリーダー 2 名が、5 月初めに拘禁されている。また、こうしたリーダーへの嫌がらせに反発した反対派住民らが、5 月 6 日に地元バタン県にある検察庁前で行なった抗議活動で、昨年に引き続き、警察と住民らが再び衝突し、暴行を受けた住民側に負傷者が出る事態となっている。

現在、同事業を「カテゴリ A」に分類し、融資を検討中である JBIC は、すでに 2013 年 7 月下旬に現地踏査を実施し、現在は、EIA 翻訳版を元に環境レビューの作業を進めていると理解しているが、同事業に係る環境社会配慮について、以下質問したい。

（質問）

1. これまで、同事業に係る住民移転計画は JBIC に提出されておらず、EIA にも、補償措置、雇用創出計画、生計支援計画等に関し、具体的な施策自体は明記されていない。しかし、上述のとおり、同事業

においては、多くの地権者、小作人、また、漁民が経済的な損失を受けることになる。「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下、ガイドライン）の運用上、JBIC が参照することになっている世界銀行、および、国際金融公社（IFC）の非自発的住民移転に係るポリシー（世銀 OP4.12、および、IFC パフォーマンス・スタンダード 5）では、非自発的住民移転の対象として、物理的住民移転だけでなく、生計手段の喪失／経済的損失が明記されている。また、JBIC ガイドライン上の「大規模非自発的住民移転」の定義としては、世銀 OP4.12 脚注 26 「Impacts are considered "minor" if the affected people are not physically displaced and less than 10 percent of their productive assets are lost.」を参照できる。したがって、同事業では、物理的移転は伴わないものの、「大規模非自発的住民移転」が発生する事業として、ガイドラインに則り、住民移転計画（注：IFC パフォーマンス・スタンダードでは生計回復計画）が策定され、JBIC に提出されなければならない。また、JBIC はその「入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で速やかに公開」しなくてはならないと考える。財務省のご認識を伺いたい。

2. 同事業において、インドネシア政府当局が反対派住民らへの見せしめのため、住民リーダーを犯罪者に仕立て上げる（2012 年、反対派住民リーダー 5 名を 5 ヶ月 5 日間拘禁）、また、抗議する住民らを治安部隊が暴力的な行為により弾圧する（2013 年 7 月、9 月など）といった人権侵害は、以前から指摘されてきた。こうした度重なる地元での深刻な人権侵害を重く受け止め、日本政府として、インドネシア政府に対し、人権侵害の早急な停止と再発防止を強く申し入れるべきであると考え、財務省のお考えを伺いたい。また、住民の要請を真摯に受け止め、こうした人権侵害、および、住民の懸念事項に係る事実確認にあたっては、JBIC が住民への直接の聞き取りを含む現地調査を早急に実施し、融資の意思決定に反映すべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

## **議題 6：ボガブライ炭鉱拡張プロジェクトにおける国際協力銀行（JBIC）環境社会ガイドライン上の問題について**

提案者：熱帯林行動ネットワーク（JATAN）川上豊幸

### 1. JBIC ガイドラインの第二部 1（生態系及び生物相）の規定の解釈について

前回の財務省との会合において、JBIC ガイドラインの説明において、「世銀のセーフガードポリシーにおいても、仮に著しい転換に該当する場合であっても、代替措置で影響を緩和することは認められていると認識をしている。」という説明があったが、こうした認識は誤りで、世銀のセーフガードポリシーで、代替措置で影響を緩和することが認められているのは、単なる自然生息地(natural habitat)や重要性が高くないと判断した単なる天然林であって、ここで問題としている重要な自然生息地(critical natural habitat) や重要な森林(critical forest)ではない。よって、JBIC ガイドラインにおいても、世銀と同様に、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」との規定に基づいて、このようなプロジェクトは、代替措置があったとしても融資対象とはならないとの規定だと考えられるが、この点について、財務省としての見解をお伺いしたい。

## 2. JBICの「重要な森林」「重要な自然生息地」の解釈について

JBICのFAQにおいて、「重要な自然生息地」については「例えば、保護すべきと伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。」で、「重要な森林」は、「重要な自然生息地と認められた森林地域」と答えている。石炭鉱山開発が行われる地域は、連邦政府や州政府が絶滅危惧種や危急種と判断している森林生態系や動植物種が集積している自然生息地で、生物多様性保全に極めて適すると判断できる地域であり、これらの絶滅危惧種の動植物にとって重要な地域であるとともに、また、先住民族のコミュニティによって聖なる木とされる樹木が生息している地域でもあり、「重要な森林」で「重要な自然生息地」との判断が妥当な地域と考えられる。

一方、3月4日のJBICとの会合において、JBICからは、出光興産によるボガブライ石炭鉱山拡張事業で伐採予定の絶滅危惧種指定されている森林は、「重要な森林」や「重要な自然生息地」に該当しないとの説明だった。これらの解釈においては、「世銀のポリシーを踏まえて判断する」としつつも、「重要な自然生息地」や「重要な森林」には該当しないとの見解であった。その根拠として示されたのは、

「①絶滅危惧種と類似した種が広く分布している地域があり、プロジェクトエリアを伐採しても大きな影響はないと考えられる

②プロジェクトエリアは21年間かけて修復する

③プロジェクトエリアは州有林内にあり、伐採やレクリエーションなどに使われて既に人為的影響を受けている

といった点を踏まえた総合的判断」との説明であった。

これらの根拠とする内容の真偽の確認も必要だが、こうした説明や解釈については、上記のJBICのガイドラインのFAQで示された説明との整合性がとれておらず、恣意的な解釈や判断となってしまうのではないかと懸念を持っている。

この点について、財務省としての見解をお伺いしたい。

## 議題7：インド・クドゥキ石炭火力発電事業及びメジャ石炭火力発電事業におけるJBICの環境社会配慮について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

国際協力銀行（JBIC）は、2014年1月25日にインド・クドゥキ石炭火力発電事業の融資を決定。現在、インド・メジャ石炭火力発電事業に対する融資を検討中である。しかし、両案件では、以下の通り、環境社会配慮上の不適切な実施状況が見られる。

1. JBICの環境社会配慮ガイドラインでは、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が作成、公開されていなければならない」と規定されているが、両案件では住

民移転計画が公開されていない。

2. クドゥキ石炭火力発電事業では、Almati ダムからの取水が想定されているが、同ダムでは乾季に深刻な水不足が生じており、事業により更なる水不足の悪化が懸念されている。しかし、EIA ではその点は全く考慮されておらず、JBIC は取水制限における優先順位を確認したのみで、Almati ダムのベースライン水量及び予測水量データを確認しておらず、適切な環境社会配慮が行われていない。

質問：上記の2点について、財務省の見解を伺いたい。